

福井県吹奏楽連盟 規約

第1章 名称および事務局

第1条 本連盟は「福井県吹奏楽連盟」と称する。

第2条 本連盟の事務局は、理事長の指定する所におく。

第2章 目的および事業

第3条 本連盟は、吹奏楽による音楽の普及向上を図り、もって本県の音楽文化の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 演奏会、講習会、研究会などの開催
- 2 コンクール、コンテスト、マーチングの開催
- 3 指導者の育成
- 4 優秀団体の招待
- 5 講師および楽譜の紹介斡旋
- 6 その他

第3章 組織

第5条 1 本連盟は、県小教研音楽部会、県中教研音楽部会、県高等学校文化連盟吹奏楽部会、県大学職場一般吹奏楽部会の協議団体とする。

2 本連盟の会員は次の通りとする。

- 1 会員 本連盟に登録された各吹奏楽団の団員および指導者
- 2 正会員 各吹奏楽団の代表者1名
- 3 特別会員 吹奏楽活動の経験が豊かな学識経験者で、総会の議決をもって推薦された者
- 4 名誉会員 本連盟に特に功労のあった者で、総会の議決をもって推薦された者
- 5 賛助会員 本連盟の目的および事業に賛同する個人または団体

第6条 1 本連盟は、中部日本吹奏楽連盟および北陸吹奏楽連盟に加盟する。

2 前項の関連規約は別に定める。

第4章 役員

第7条 本連盟に次の役員をおく。

会長	1名	副会長	若干名	理事長	1名
副理事長	若干名	事務局長	1名	財務局長	1名
常任理事	若干名	理事	若干名	監事	3名以内

事務局次長、財務局次長は、必要に応じて若干名おくことができる。

第8条 1 会長、副会長は、総会において推挙する。

2 理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、財務局長、財務局次長、常任理事は総会において選出する。

3 理事は加盟各部会において選出する。

4 理事の数は加盟各部会の会員数を勘案して、総会で決める。

5 監事は総会において選出し、会長が委嘱する。

第9条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長は本連盟を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- 3 理事長は、総会、常任理事会、および理事会を主宰する。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代行する。
- 5 事務局長は本連盟の事務を処理し、理事長、副理事長を補佐する。
- 6 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはこれを代行する。
- 7 財務局長は本連盟の財務を処理し、理事長、副理事長を補佐する。
- 8 財務局次長は財務局長を補佐し、財務局長事故あるときはこれを代行する。
- 9 常任理事、理事は、理事長、副理事長を補佐する。
- 10 監事は本連盟の会計を監査する。

第10条 役員の仕事は2年とする。ただし再任を妨げない。

第11条 本連盟に顧問および参加をおくことができる。総会の承諾を経て会長が委嘱する。

第5章 会議

第12条 本連盟は、総会、理事会、および常任理事会をもち、各会議の構成は次のとおりとする。

- 1 総会 役員と正会員
- 2 理事会 役員（監事を除く）
- 3 常任理事会 役員（理事・監事を除く）

第13条 総会は毎年4月に開催し、次の事項を審議する。

- ①事業計画 ②予算および決算 ③役員の選出 ④規約の変更
- ⑤その他必要事項

第14条 総会、常任理事会、理事会および臨時の総会は、必要に応じて開催することができる。

第6章 会計

第15条 本連盟の経費は、会費および補助金、寄付金その他の収入をもってあてる。

第16条 会費の金額は毎年総会において定める。

第17条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

付 則 この規約は、昭和53年4月20日より実施する。

昭和61年 4月 1日 改正

平成 6年 4月21日 改正

平成11年11月13日 改正

平成13年 4月22日 改正

平成21年 6月28日 改正

令和 2年 6月13日 改正